## LP ガスの商慣行の適正化に向けた 液化石油ガス法改正に関する取組宣言

遠藤商事株式会社は、この度公布された省令等を遵守することを宣言いたします。 わたし達は、LP ガスのお取引を通して「 お客様に安全・安心・快適な生活をお届けする 」 という当社のスローガンの実現に向け 誠心誠意 努めてまいります。

お客様がお使いの液化石油ガスに関する法律(液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律施行規則)の一部が改正されました。改正内容は以下のとおりです。

## < 改正液石法からの抜粋(一部)>

- 1. 過大な営業行為の制限
  - (1)正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
  - (2) お客様の事業者選択を阻害するおそれのある LP ガス事業者の切替えを制限する ような条件付き契約締結等の禁止
- 2. 三部料金制の徹底( 設備費用の外だし表示、計上禁止)
  - (I) 基本料金、ガス使用量料金、設備費用からなる三部料金制 ( 設備費用の外だし表示 ) の徹底
  - (2) 電気エアコンなど LP ガス消費と関係のない設備費用の LP ガス料金への計上禁止
  - (3) 賃貸住宅向け LP ガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上 禁止
    - (注)上記(I)は 新規契約・既存契約ともに適用。 上記(2)および 上記(3)は 新規契約のみ適用
- 3. LP ガス料金等の情報提供
  - (I) 入居希望者への LP ガス料金の事前提示の努力義務 (入居希望者に直接または オーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示)
  - (2) 入居希望者から LP ガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、 それに応じることといたします。

## 施行期間

上記 I. および3. : 2024年7月2日施行上記2. : 2025年4月2日施行